

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第18条第16項の規定により、土器川右岸土地改良区連合から役員の新任及び就任について次のとおり届出があった。

平成24年5月18日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 退任した役員

役員の 種 類	氏 名	住 所	退任年月日
理 事	大川 洪吉	丸亀市飯山町東小川1572番地	平成24年3月31日
〃	佐々木静男	〃 綾歌町岡田上1212番地2	〃

2 就任した役員

役員の 種 類	氏 名	住 所	就任年月日
理 事	兒寺 晴信	丸亀市綾歌町岡田上698番地49	平成24年4月1日
〃	吉本 隆雄	〃 飯山町東小川921番地	〃